

静岡県告示第156号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた令和元年度地籍調査事業計画の一部を令和2年3月4日、次のとおり変更したので、同条5項の規定に基づき告示する。

令和2年3月10日

静岡県知事 川勝平太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
焼津市	駅北、栄町、中港、本町、石津、小川、石津、下小田、栄町、焼津の各一部	告示日から 令和3年3月31日まで
掛川市	八坂、二瀬川の各一部	〃
伊豆市	天城峠（湯ヶ島、市山、矢熊、田沢の各一部）	〃
伊豆の国市	南江間の各一部	〃
河津町	大鍋、梨本の各一部	〃
松崎町	松崎、江奈、宮内の各一部	〃